

郡山市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市耐震改修促進計画（平成21年3月26日制定）に基づき、地震による木造住宅の倒壊等の被害を防止するため、耐震改修工事を行う木造住宅の所有者等に対しその経費の一部を助成するため予算の範囲内で交付する補助金に関し、郡山市補助金等の交付等に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）のほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 木造住宅の耐震診断と補強方法（一般財団法人日本建築防災協会発行）に定める一般診断法又は精密診断法により地震に対する住宅の安全性を診断することをいう。
- (2) 耐震基準 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章若しくは第5章の4又は地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準（平成18年国土交通省告示第185号）に規定する基準をいう。
- (3) 上部構造評点 建築物の各階及び各方向について、保有耐力を必要耐力で除した値のうち、最小のものをいう。
- (4) 一般耐震改修工事 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の住宅を1.0以上に補強又は改修する工事をいう。
- (5) 簡易耐震改修工事 耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満の住宅を0.7以上1.0未満に補強又は改修する工事をいう。
- (6) 部分耐震改修工事 耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満の住宅を地震時の倒壊から住宅所有者等の命を守ることを目的に行う部分的な居室の補強又は改修工事で福島県知事が定める技術基準に適合させる工事をいう。
- (7) 現地建替工事 耐震診断の結果が上部構造評点1.0未満の住宅を解体し、同一敷地内に現行基準（新耐震基準（平成12年政令第211号））を満たす住宅を新築するものをいう。
- (8) 道 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条に規定する道路その他一般の通行の用に供するものをいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、市内に存する次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する木造住宅とする。ただし、市長が特に必要と認める場合にあっては、この限りでない。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
- (2) 所有者、賃借者が自ら居住している又は住宅購入予定者が自ら居住するために購入する一戸建ての専用住宅又は併用住宅（住宅の用途に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上であるものに限る。）
- (3) 在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁工法により建築された地上階数が3以下のもの
- (4) 耐震診断により耐震基準に適合していないと診断されたもの
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第9条第1項又は第10項の規定による命令の対象

にならないもの

(6) この要綱による補助金の交付を受けたことがないもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 個人であること。

(2) 対象住宅の所有者（共有の場合は、共有者の全員から選任された代表者1人）、賃借者又は住宅購入予定者（以下「所有者等」という。）であること。

(3) 対象住宅の所有者等（共有者を含む。）が市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税、国民健康保険税（以下「郡山市税」という。）を滞納していないこと。

(4) 郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）若しくは同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者又は同条例第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でない者

(補助対象工事)

第5条 補助の対象となる工事は、建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士をいう。以下同じ。）が設計及び工事監理をする対象住宅の一般耐震改修工事、簡易耐震改修工事、部分耐震改修工事（以下「耐震改修工事」という。）又は道に面する現地建替工事とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、耐震改修工事又は道に面する現地建替工事に要する経費とする。

2 補助金の額は、次に掲げる工事の区分に従い当該各号に定める額とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 一般耐震改修工事 補助対象経費の額の5分の4以内とし、1,150,000円を限度とする。

(2) 簡易耐震改修工事 補助対象経費の額の5分の4以内とし、690,000円を限度とする。

(3) 部分耐震改修工事 補助対象経費の額の5分の4以内とし、690,000円を限度とする。

(4) 現地建替工事 補助対象経費の額の5分の4以内とし、1,150,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第1号の補助事業等事業計画書は事業計画書（第1号様式）とし、同条第2号の補助事業等に係る収支予算書は収支予算書（第2号様式）とし、同条第3号に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

(1) 対象住宅の耐震診断の結果報告書の写し

(2) 次に掲げる耐震改修工事又は現地建替工事の施工計画に関する書類

ア 現況及び耐震改修工事施工後又は現地建替工事の案内図、配置図及び平面図

イ 補強計画図その他の耐震改修工事又は現地建替工事の方法を示す図書

ウ 耐震改修工事施工後の耐震診断の総合評価書又は現地建替工事において現行基準（新耐震基準（平成12年政令第211号））を満たすと確認できる図書（建築士の記名のあるものに限る。）

- (3) 補助対象経費その他経費が分かる工事費の見積書
- (4) 登記事項証明書その他の対象住宅の所有者等であることを証する書類
- (5) 住民票その他の対象住宅に自ら居住していることを証する書類、又は住宅購入予定者で現地建て替え後に居住予定であることを証する書類
- (6) 対象住宅の現況の全景を撮影した写真
- (7) 郡山市税の納付状況の調査に対する同意書、第4条第4号に該当しない旨の調書（第3号様式）
- (8) その他市長が必要と認めて指示する書類
（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、その可否を決定しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、郡山市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付（不交付）決定通知書（第4号様式）により、速やかに申請者に通知するものとする。
（工事の着手）

第9条 前条第2項の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、速やかに当該決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）に着手しなければならない。
（補助金の交付条件）

第10条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金を目的外に使用しないこと。
 - (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- （工事の中間確認）

第11条 補助事業者は、主な耐震補強箇所を目視できる又は現地建替工事において現行基準（新耐震基準（平成12年政令第211号））を満たすと確認できる時期に建築士の確認を受け、郡山市木造住宅耐震改修促進事業中間確認報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 着工から同項の規定による建築士の確認までの施工写真
- (3) 確認済証の写し（建築確認が必要なときに限る。）

- 2 市長は、前項の規定による報告があった場合、速やかに補助事業の施工の内容について確認（以下「中間確認」という。）を行うものとする。

- 3 市長は、前項の規定による中間確認を行った結果、補助事業が適切に行われていないと認める場合は、補助事業者に対し、補助事業を適切に行うよう指示するものとする。この場合において、補助事業者が当該指示に従わないときは、補助事業の一時停止を命ずることができる。
（内容変更等）

第12条 補助事業者は、規則第6条第1項第1号の規定による変更の承認を受けようとするときは、郡山市木造住宅耐震改修促進事業変更承認申請書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更する内容を表した図書
- (2) 変更後の耐震診断の総合評価書（建築士の記名押印のあるもの）
- (3) 変更工事見積書

2 補助事業者は、規則第6条第1項第2号の規定による中止又は廃止の承認を受けようとするときは、郡山市木造住宅耐震改修促進事業中止（廃止）承認申請書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の申請があったときは、その内容を審査し、その可否を決定し、郡山市木造住宅耐震改修促進事業内容変更等承認（不承認）通知書（第8号様式）により、速やかに補助事業者へ通知しなければならない。

4 規則第6条第1項第1号の規定する軽微な変更は、工事の構造及び工法の変更のうち工事の重要な部分以外のものに関する変更で、補助金の額に変更を生じないものとする。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、耐震改修工事が完了したときは、建築士の確認を受け、当該耐震改修工事が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに郡山市木造住宅耐震改修促進事業完了実績報告書（第9号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（第10号様式）
- (2) 領収書の写し
- (3) 中間確認以降の施工中及び耐震改修工事完了後の施工写真
- (4) 工事監理報告書の写し
- (5) 検査済証の写し（建築確認が必要なときに限る。）
- (6) 住民票その他の対象住宅に自ら居住していることを証する書類（住宅購入予定者に限る。）

（額確定通知の省略）

第14条 規則第15条第1項に規定する補助金等交付確定通知書は省略するものとする。

（補助金の交付）

第15条 補助金は、規則第15条に規定する額の確定後に交付するものとし、概算払及び前金払は行わないものとする。

（指導及び助言）

第16条 市長は、補助事業者に対して補助事業の適正な施工のため必要な指導及び助言をすることができる。

（決定の取消し）

第17条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

（その他）

第18条 この要綱及び次に掲げる要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

- (1) 社会資本総合整備交付金交付要綱（平成22年3月26日制定）

(2) 福島県木造住宅等耐震化支援事業補助金交付要綱（令和 3 年 4 月 1 日制定）

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の郡山市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後になされた派遣の申込みに適用し、同日前になされた派遣の申込については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

事業計画書

施 工 場 所	郡山市			
床 面 積	1 階 2 階 3 階	m ² m ² m ²	合計 m ²	着工 時期 昭和 年 月
上 部 構 造 評 点 (改修後上部構造評点)	1 階	X ()、 Y ()		
	2 階	X ()、 Y ()		
	3 階	X ()、 Y ()		
工事の種別	・一般耐震改修工事 ・簡易耐震改修工事 ・部分耐震改修工事 ・現地建替工事			
補助事業の経費 所要額（消費税込）	全 体 工 事 費		円	
	補助対象経費（耐震改修工事費）		円	
補助金交付申請額	円（1,000 円未満切捨て）			
工事予定期間	着工月日	年 月 日	完了月日	年 月 日
中間確認予定月日	年 月 日			
設計及び監理を行 う者	建築士登録番号 氏 名 事務所登録番号 事 務 所 名 連 絡 先	() 級建築士 () 登録第 号 () 知事登録第 号 電話番号 ()		
施 工 業 者	名称・代表者名 連 絡 先	電話番号 ()		
添 付 書 類	(1) 対象住宅の耐震診断の結果報告書の写し (2) 耐震改修工事施工計画に関する書類 ア 案内図、配置図、平面図（現況及び改修後のもの） イ 補強計画図その他の補強方法を示す図書 ウ 耐震改修工事施工後の耐震診断の総合評価書（建築士の記名押印のある ものに限る。） (3) 耐震改修工事費の見積書（補助対象経費その他経費が分かるもの） (4) 対象住宅の所有者であることを証する書類（登記事項証明書等） (5) 対象住宅に居住していることを証する書類（住民票等） (6) 対象住宅の写真（現況の全景を撮影したもの） (7) 郡山市税の納付状況の調査に対する同意書（第3号様式） (8) 収支予算書（第2号様式）			
摘 要				

第2号様式（第7条関係）

収 支 予 算 書

1 収入

（単位：円）

区 分	予 算 額	摘 要
補助金		
自己資金		
計		

2 支出

（単位：円）

区 分	予 算 額	摘 要
耐震改修工事費		補助対象経費
計		

同意書兼調書

年 月 日

郡山市長

申請人 住 所

ふりがな

氏 名

生年月日

1. 郡山市税の納付状況の調査に対する同意

私は、郡山市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付申請に伴い、郡山市税の納付状況及び申告の有無の確認のため、次の税目について税務担当課に照会することに同意します。

【確認税目】

市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税、国民健康保険税

2. 暴力団員等の申告調書

私は、郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）若しくは同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者又は同条例第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者に該当しません。

第4号様式（第8条関係）

(文書の記号) 第 号

申請者 住 所

氏 名 様

郡山市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで提出された補助金交付申請に対し、次のとおり決定しましたので、郡山市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき通知します。

年 月 日

郡山市長

印

施 工 場 所	郡山市
決 定 の 区 分	交 付 不 交 付
補 助 金 交 付 額	円
補 助 条 件	
不 交 付 の 理 由	
摘 要	

第 5 号様式（第 11 条関係）

郡山市木造住宅耐震改修促進事業中間確認報告書

年 月 日

郡山市長

補助事業者等 〒

〔住 所〕

ふりがな

〔氏 名〕

〔電 話〕 ()

年 月 日付け（文書の記号）第 号で補助金の交付決定を受けた補助事業について、郡山市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

施 工 場 所	郡山市			
補 助 金 の 額	円			
工 事 期 間	着 工 月 日	年 月 日	完 了 予 定 月 日	年 月 日
添 付 書 類	(1) 工事請負契約書の写し (2) 施工写真（着工から中間確認までのもの） (3) 確認済証の写し			
工事の中間確認	この耐震改修工事は、郡山市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱の規定に基づき適正に施工されていることを確認しました。 年 月 日 () 級建築士 () 登録第 号 氏名			
摘 要				

備考 (3)は建築確認が必要なときに限る。

第 6 号様式（第 12 条関係）

郡山市木造住宅耐震改修促進事業変更承認申請書

年 月 日

郡山市長

補助事業者等 〒

〔住 所〕

ふりがな

〔氏 名〕

〔電 話〕 ()

年 月 日付け（文書の記号）第 号で補助金の交付決定を受けた補助事業の内容を変更したいので、郡山市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱第 12 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり申請します。

工 事 費 (消費税込)	変 更 前		変 更 後	
	全体工事費	円	全体工事費	円
	補助対象経費 (耐震改修工事費)	円	補助対象経費 (耐震改修工事費)	円
補 助 金 の 額	既に通知を 受けている額	円	変 更 後 の 交 付 申 請 額	円
変 更 の 理 由				
変 更 の 内 容				
添 付 図 書	(1) 変更する内容を表した図書 (2) 変更後の耐震診断の総合評価書（建築士の記名押印のあるものに限る。） (3) 変更工事見積書 (4) 確認済証の写し			
摘 要				

備考 (4)は建築確認が必要なときに限る。

第 7 号様式（第 12 条関係）

郡山市木造住宅耐震改修促進事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

郡山市長

補助事業者等 〒

〔住 所〕

ふりがな

〔氏 名〕

〔電 話〕 ()

年 月 日付け（文書の記号）第 号で補助金の交付決定を受けた補助事業を中止（廃止）したいので、郡山市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱第 12 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり申請します。

工 事 費 (消費税込)	全 体 工 事 費	円
	補 助 対 象 経 費 (耐震改修工事費)	円
補 助 金 の 額	既に通知を受けている額	円
中 止（廃止） の理由		
摘 要		

第 8 号様式（第 12 条関係）
（文書の記号）第 号

補助事業者等 住 所
氏 名 様

郡山市木造住宅耐震改修促進事業内容変更等承認（不承認）通知書

年 月 日付けで提出された補助金交付事業変更・中止・廃止承認申請に
対し、次のとおり決定しましたので、郡山市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱第
12 条第 3 項の規定に基づき通知します。

年 月 日

郡山市長 印

施 工 場 所		郡山市			
決 定 の 区 分		承 認 不 承 認			
変 更 の 承 認	補 助 金 の 額	変更前	円	変更後	円
	変更に係る条件				
中 止 の 承 認		年 月 日から 年 月 日まで補助事業 を中止することを承認する。			
不承認の理由					
指 示 事 項					

第9号様式（第13条関係）

郡山市木造住宅耐震改修促進事業完了実績報告書

年 月 日

郡山市長

補助事業者等 〒

〔住 所〕

ふりがな

〔氏 名〕

〔電 話〕 ()

年 月 日付け（文書の記号）第 号で補助金の交付決定を受けた補助事業の耐震改修工事が完了しましたので、郡山市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱第13条の規定に基づき、次のとおり報告します。

施 工 場 所	郡山市			
工 事 費 (消費税込)	全 体 工 事 費		円	
	補助対象経費（耐震改修工事費）		円	
補 助 金 の 額	既に通知を 受けている額	円	確定見積額	円
完了年月日	年 月 日			
添 付 書 類	(1) 収支決算書（第10号様式） (2) 領収書の写し (3) 工事写真（中間確認以降の施工中及び耐震改修工事完了後のもの） (4) 工事監理報告書の写し (5) 検査済証の写し (6) 住民票その他の対象住宅に自ら居住していることを証する書類			
軽 微 な 変 更				
工事完了の確認	この耐震改修工事は、郡山市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱の規定に基づき適正に施工されていることを確認しました。 年 月 日 () 級建築士 () 登録第 号 氏名			
摘 要				

備考 (5)は建築確認が必要なときに限る。

(6)は申請者が住宅購入予定者に限る。

第 10 号様式（第 13 条関係）

収 支 決 算 書

1 収入

（単位：円）

区 分	予算額	決算額	比較増減		摘 要
			増	減	
補 助 金					
自 己 資 金					
計					

2 支出

（単位：円）

区 分	予算額	決算額	比較増減		摘 要
			増	減	
耐 震 改 修 工 事 費					
計					